

令和6年度宇多津町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び宇多津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宇多津町条例第4号）第4条の規定に基づき、令和6年度の宇多津町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和7年9月30日

宇多津町長 谷川 俊博

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第15条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

（1）職員の任免状況（令和6年度、単位：人）

区分	任用		退職	
	採用	昇任	定年	自己都合その他
一般行政職	1	8		3
技能労務職	1	1		1
保健師		1	1	
保育士		1		
社会福祉士		1		
幼稚園教諭			1	
計	2	12	2	4

（2）採用試験の実施状況（令和6年度採用）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大卒程度） 満21歳～満29歳対象	1次試験 筆記試験 適性検査 2次試験 口述試験	一般行政事務（大卒程度）
競争試験	初級（高卒程度） 満17歳～満29歳対象	1次試験 筆記試験 適性検査 2次試験 口述試験	一般行政事務（高卒程度・障害者対象）
競争試験	初級（高卒程度） ～満35歳対象	1次試験 筆記試験 適性検査 2次試験 口述試験	技能労務職

（注）競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいう。

(3) 採用者数（令和6年度採用、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大卒程度）	一般行政事務（大卒程度）	21	1
競争試験	初級（高卒程度）	一般行政事務（高卒程度・障害者対象）	3	0
競争試験	上級（大卒程度）	技能労務職	2	1

2 職員数

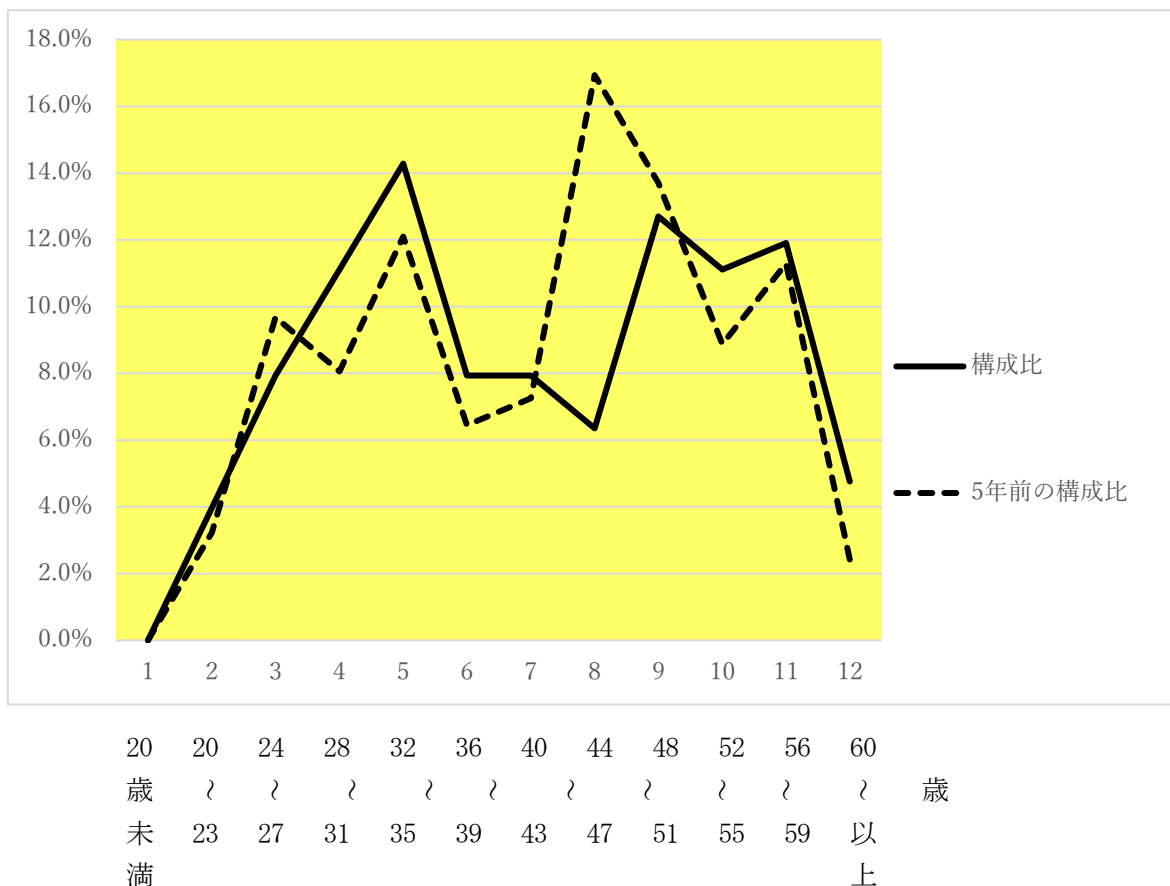
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1		
		総務企画	21	23	2	
		税 務	7	8	1	
		民 生	26	25	△1	
		衛 生	23	22	△1	
		労 働	2	2		
		農林水産	3	3		
商 工		9	9			
土 木		7	6	△1		
	計	99	99		<参考> 人口1万当たり職員数 53.67人 (類似団体の1万当たり職員数 77.91人)	
	教育部門	15	15			
	消防部門					
	小 計	114	114		<参考> 人口1万当たり職員数 61.77人 (類似団体の1万当たり職員数 95.14人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	5	3	△2	
		下 水	2	2		
		そ の 他	7	7		
		小 計	14	12	△2	
合 計			128 [136]	126 [136]	△ 2 [136]	<参考> 人口1万当たり職員数 68.27人

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	10人	14人	18人	10人	10人	8人	16人	14人	15人	6人	126人

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

年 度 部門別	31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	92	90	96	100	99	99	7.61(%)
教 育	18	18	15	16	15	15	△16.67(%)
普通会計計	110	108	111	116	114	114	3.63(%)
公営企業等会計計	14	17	16	15	14	12	△14.29(%)
総合計	124	125	127	131	128	126	1.61(%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

（１）人事評価制度の概要

評価の目的		宇多津町人材育成基本方針に基づく、職員の資質及び能力向上
評価方法		宇多津町人事評価制度により評価を行う。 原則、単年度単位で実績（目標管理により評価）、職務遂行能力、執務態度をそれぞれ評価し、その総合計で判断を行う。
評価者		各補職に伴い、副町長、教育長、課長級、課長補佐級、主任技師
対象職員	職種	126人
	職位	126人

（２）人事評価結果の活用

区分		具体的内容
任用管理	昇任・昇格	検討中
	配置転換	検討中
	降任・免職	検討中
人材育成		人事評価制度の目標管理の運用内で活用。
給与上の処遇	昇給	人事評価制度の評価結果により、毎年1月1日の昇給時で昇給号数を決定する。
	勤勉手当	支給月数に成績率を乗じる基準が0.4から2.0の範囲で決定する（ただし、1級かつ採用後6年未満の職員は、標準を下回らない）

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

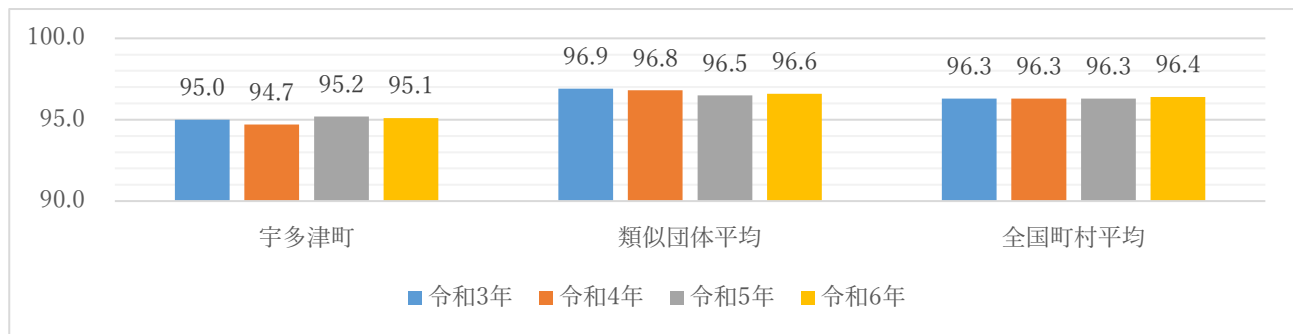
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和 6年度	人 18,305	千円 7,356,624	千円 602,496	千円 1,260,345	% 17.1	% 16.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	慰・労手当	計 B		
令和 6年度	人 114	千円 443,972	千円 65,093	千円 176,875	千円 685,940	千円 6,017	千円 5,755

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和6年4月1日現在の職員の総数である。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））、フルタイム会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給割合}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給割合})) \text{により算出。}$$
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、国と同様に実施。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宇多津町	42.8歳	310,197円	371,698円	343,733円
香川県	42.9歳	325,406円	412,347円	357,780円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	310,320円	364,026円	339,903円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額
宇多津町	46.5歳	19人	320,432円	343,986円	329,484円	—	—	—
うち用務員	52.3歳	3人	372,500円	383,832円	372,500円	他に分類されない運搬・清掃、包装等従事者	49.1歳	244,800円
うち清掃職員	43.6歳	14人	304,586円	333,932円	316,871円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円
香川県	55.9歳	9人	299,869円	320,872円	314,739円	—	—	—
国	51.2歳	1829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—
類似団体	50.6歳	7人	287,513円	312,172円	300,727円	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		宇多津町	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	194,500 円	180,600 円	—
	中 学 卒		171,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

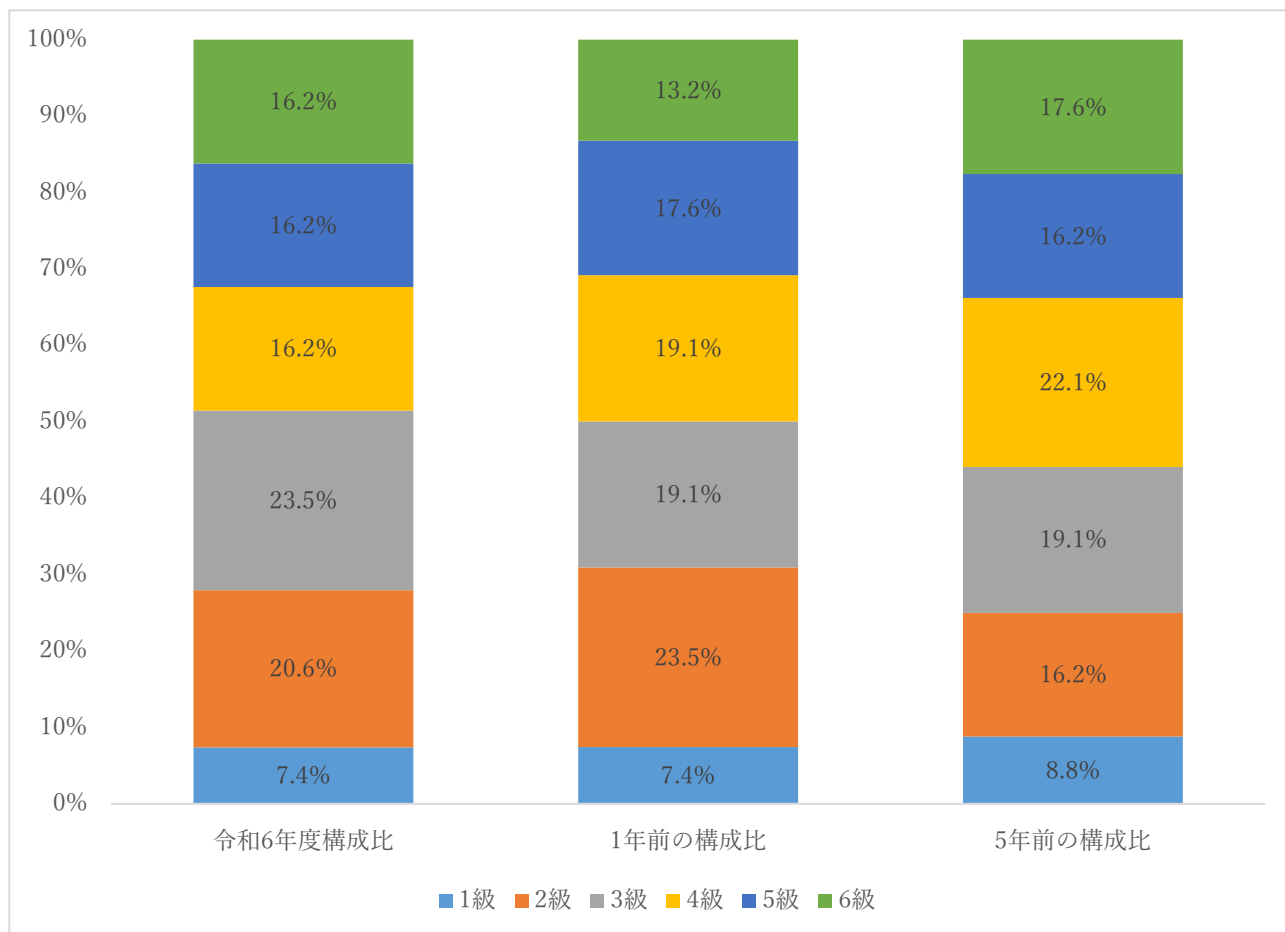
区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大 学 卒	270,567 円	300,163 円	346,500 円	386,650 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

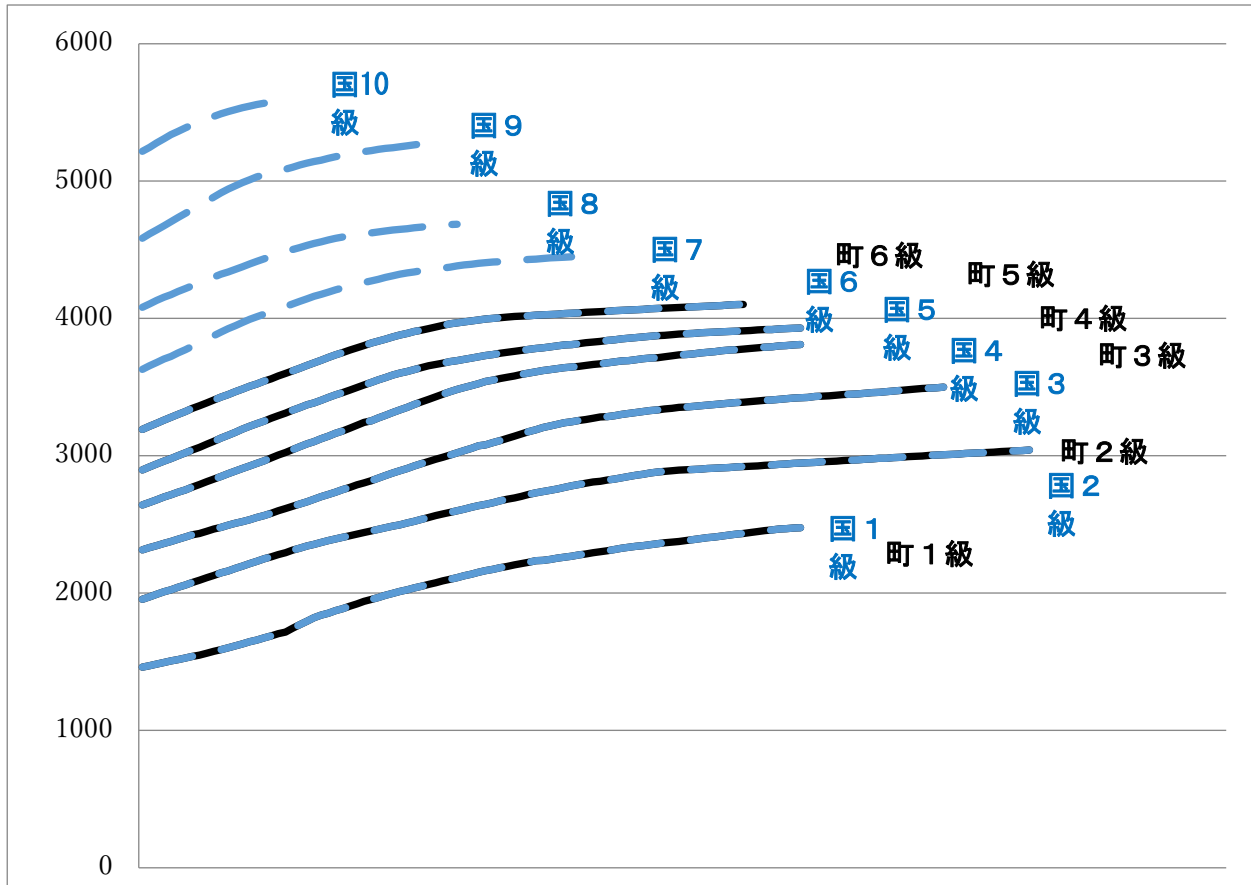
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・保育士・教諭又はこの職と同等の職務	5人	7.4%	183,500円	258,100円
2 級	主任主事又はこの職と同等の職務 相当高度な知識又は経験を必要とする保育士又は教諭	14人	20.6%	230,000円	308,500円
3 級	主査又はこの職と同等の職務 高度な知識又は経験を必要とする保育士又は教諭	16人	23.5%	261,300円	354,700円
4 級	主任・主任保育士・主任教諭・係長 又はこの職と同等の職務 困難な業務を処理する保育士又は教諭	11人	16.2%	287,300円	386,100円
5 級	副所長・副園長・所長・園長・副主任・課長補佐 又はこの職と同等の職務	11人	16.2%	309,800円	398,200円
6 級	主幹・課長又はこの職と同等の職務	11人	16.2%	335,000円	415,700円

- (注) 1 宇多津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給へ人事評価の活用状況（宇多津町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宇 多 津 町	香 川 県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,560 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,786 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (※2.50)月分 (※0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内は、フルタイム(パートタイム)会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(宇多津町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

宇 多 津 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置)			定年前早期退職特例措置		
(割増率 2～20%)			(割増率 2～45%)		

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		319千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		31,890円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		7.94%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	伝染病防疫作業に従事する職員が伝染病の発生又は発生のおそれがある場合で伝染病患者若しくは疑いのある患者の救護等の作業又は家畜に対する防疫作業	500円以内/件 (1件増すごとに200円)
用地交渉等業務手当	一般行政職	職員が土地の取得、又は漁業権に係るものに関して現地で交渉に従事	1,000円/日 (深夜1,300円)
行旅病人等収容作業従事職員特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に従事	500円以内/件 (死亡1,000円以内/件)
自動車等整備手当	技能職	公用車の運転及び整備業務に従事	3,000円以内/月
犬、ねこ等死体収容作業従事職員特殊勤務手当	技能職	住民生活課に勤務する職員にして、犬、ねこ等死体収集作業に従事	700円/件
一般職の職員で町長において特に必要と認められるものの特殊勤務手当	一般行政職	職員がその職務を遂行するにあたり著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与で考慮することが適当でないと認められるものに従事	給料月額額の3/100以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	27,731千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	289千円
支給実績（令和5年度決算）	28,197千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	328千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶 養 手 当	配偶者、父母等6,500円、 子10,000円、特定期間加 算5,000円	同 じ		千円 11,325	円 235,947
住 居 手 当	12,000円を超え23,000円 以下（家賃-12,000円）、2 3,000円を超え55,000円 未満（家賃-23,000円×1/2 +11,000円）、家賃55,000 円以上（27,000円）	異 なる	本町：家賃の 下限12,000円 国：家賃の下 限16,000円	千円 6,173	円 246,923
通 勤 手 当	通勤のために交通機関等 の利用を常例とすること 、運賃等の負担を常例と すること、徒歩による通 勤するものとした場合の 通勤距離が片道2km以上 であること 【自動車等の使用者】 2,700円～30,700円	異 なる	本町：2,700円～ 30,700円 国：2,000円～ 31,600円	千円 4,737	円 69,667
管理職手当	本庁の課長60,300円、 本庁の課長補佐39,300円	異 なる	本庁の課長60,3 00円、課長補佐3 9,300円 国：34,900円～1 46,400円	千円 18,079	円 602,646

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分				給 料 月 額 等			
給 料	町 副 町 長	町 副 町 長	町 副 町 長	769,000 円 596,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
					880,000 円	492,000 円	
報 酬	議 副 議 長	議 副 議 長	議 副 議 長	365,000 円	420,000 円	230,000 円	
				336,000 円	360,000 円	180,000 円	
				320,000 円	345,000 円	157,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長	町 副 町 長	町 副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分			
				(令和6年度支給割合) 3.40 月分			
退 職 手 当	町 副 町 長	町 副 町 長	町 副 町 長	(算定方式) 給料月額×17.52 給料月額×10.56	(1期の手当額) 13,472,880 円 6,293,760 円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと	
				備 考			

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 5 項）。

1 勤務時間（令和 6 年 4 月 1 日現在）

開 始 時 刻	8 時 30 分
終 了 時 刻	17 時 15 分
休 憩 時 間	60 分 (12 時 00 分～13 時 00 分)
週 休 日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

（注） 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（6年4月1日現在）

休暇の種類		事 由	期 間	給料
年次有給休暇（※）		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病気休暇（※）		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
			私傷病の場合 90 日	
特別休暇	選挙権等の行使（※）	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	出頭休暇（※）	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髓液の提供	骨髓液の提供する場合に必要な検査、入院等のために勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	有給
	母性健康管理休暇（※）	生理日において勤務が著しく困難である女子職員が申し出た場合	2 日の範囲内で必要と認められる期間	有給
	結婚休暇（※）	結婚する場合	連続する 5 日以内	有給
	産前休暇（※）	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇（※）	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間	有給
	子の看護のための休暇（※）	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において 5 日以内	有給
介 護 休 暇（※）		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内	無給
介 護 時 間（※）		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1 日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する 3 年の期間内において 1 日につき 2 時間以内	無給

（注） 上記（※）については、会計年度任用職員が対象となる休暇制度である。ただし、病気休暇、母性健康管理休暇、子の看護のための休暇の期間は無給となる。

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和6年4月1日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実
に照らして、勤務実績がよいくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、
③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、
長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的
責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地
方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った
場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分とし
て免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況（令和6年度）

内容	人数	事案の概要
休職	6人	心身の故障のため

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（令和6年度）

内容	人数	事案の概要
免職	0人	

懲戒処分の公表基準の概要（令和6年4月1日現在）

公 表 対 象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公 表 内 容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を 個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等 においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公 表 時 期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごとに一括公表することも差し支えない
公 表 方 法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第 32 条～38 条）。

営利企業等従事許可の状況（令和 6 年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	8 件

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、次のとおり取り組んでいます（同法第38条の6第1項）。

IX 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

職員の研修（令和6年度）

区分		派遣先等	対象者	修了者数
一般研修	階層別・能力開発研修等	民間機関等	全職員	70人

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

福利厚生状況（令和6年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等 に関すること	○安全衛生管理体制の整備 ○職員健康診断 令和6年度決算額 2,616,778 円 ・定期健康診断 令和6年度受診者数 129 人 ・人間ドック 令和6年度受診者数 118 人 ○ストレスチェック及び面接指導の実施
香川縣市町村 職員共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）
香川縣市町村 職員互助会	○会員掛金 1,000 円/月 ○町負担金 令和6年度決算額 2,744,000 円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成、ライフプラン助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和 6 年度）

公務災害	通勤災害	計
2 件	2 件	4 件

X I 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、当市（町）では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

- （1）勤務条件に関する措置の要求の状況
なし
- （2）不利益処分に関する審査請求の状況
なし